平成２６年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市段上町６丁目24番43号パセム西宮308号、前住所兵庫県芦屋市高浜町４番２―123号
債務者　マネジメント研究会こと　谷田晉治郎
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６１号
兵庫県尼崎市口田中１丁目17番１―322号
債務者　中村　圭三
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６２号
兵庫県尼崎市口田中１丁目17番１―322号
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０４号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷907番地９　サンヒルズみなみ公園302号
債務者　澤邉　昌代
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
北海道小樽市花園４丁目９番12号　花園荘
債務者　金子　秀勝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６９号
群馬県みどり市大間々町大間々2079番地15
債務者　畠山　佳紀
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２５３号
金沢市久安５丁目266番地１、従前の住所金沢市山科３丁目16番14号
債務者　トラベルセンターオアシス金沢こと　竹田　　悟
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５７号
石川県河北郡津幡町字加賀爪ル35番地６
債務者　岡本　　忍
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６３号
金沢市瓢箪町16番３号、従前の住所金沢市西念３丁目15番13号
債務者　尾崎商店こと　尾﨑　吉子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６４号
金沢市瓢箪町16番３号、従前の住所金沢市西念３丁目15番13号
債務者　尾﨑　節子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
岐阜県加茂郡坂祝町取組371番地３、前住所岐阜県美濃加茂市西町５丁目281番地
債務者　後藤　光義
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第５６号
岐阜県可児市徳野南１丁目177番地　サープラスワンアネックス光208、前住所岐阜県可児市下恵土3428番地１　コートプレイスウエスト102
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１３６０号
愛知県あま市上萱津北ノ川３番地２　スペリア甚目寺Ⅱ515号
債務者　大塚　信子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
三重県鈴鹿市白子２丁目11番１号
債務者　大城エドワルドこと　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＯＳＨＩＲＯ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３７号
三重県津市藤方1771番地１
債務者　平野　裕二
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０９号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121　救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町595番地７　202号
債務者　大森　健司
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１１０号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目12番10号
債務者　末延　和希
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所彦根支部